

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年8月30日(2007.8.30)

【公開番号】特開2004-355136(P2004-355136A)

【公開日】平成16年12月16日(2004.12.16)

【年通号数】公開・登録公報2004-049

【出願番号】特願2003-149603(P2003-149603)

【国際特許分類】

G 0 6 F 3/048 (2006.01)

【F I】

G 0 6 F 3/00 6 5 6 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月29日(2007.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】表示するデータの数が所定の数以下であるか否かを判断する判断手段と、

前記判断手段によって、前記表示するデータの数が前記所定の数以下であると判断された場合、表示領域に第一の表示の形態で、前記複数のデータを表示する第1の表示手段と、

前記判断手段によって、前記表示するデータの数が前記所定の数以下でないと判断された場合、前記表示領域に第二の表示の形態で、前記複数のデータを表示する第2の表示手段とを備えたことを特徴とする情報処理装置。

【請求項2】前記表示領域は、スケジューラ形式で表示された表示領域であることを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】前記第2の表示手段は、前記第二の表示の形態として、前記複数のデータを重ねて表示することを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項4】前記第2の表示手段は、前記第二の表示の形態として、前記複数のデータの中の代表データを表示することを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項5】前記代表データを指定する代表データ指定手段を更に備えたことを特徴とする請求項4に記載の情報処理装置。

【請求項6】前記各データの縮小表示のサイズを決定する表示サイズ決定手段を更に有し、

前記第2の表示手段は、前記第二の表示の形態として、前記決定された縮小表示のサイズで前記複数のデータを表現することを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項7】前記第1の表示手段又は前記第2の表示手段で表示される複数の表示のデータの表示順序を指定する表示順序の指定手段を更に有し、

前記表示順序の指定手段で指定された表示順序で表示することを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項8】表示するデータの数が所定の数以下であるか否かを判断する判断工程と、

前記判断工程で、前記表示するデータの数が前記所定の数以下であると判断された場合、表示領域に第一の表示の形態で、前記複数のデータを表示する第1の表示工程と、

前記判断工程で、前記表示するデータの数が前記所定の数以下であると判断された場合

、前記表示領域に第二の表示の形態で、前記複数のデータを表示する第2の表示工程とを備えたことを特徴とする情報処理装置のデータ表示方法。

【請求項9】 請求項8に記載した各工程をコンピュータにより実現するためのプログラムを格納した記憶媒体。

【請求項10】 請求項9に記載した各工程をコンピュータにより実現するためのプログラムを格納した記憶媒体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するために、本発明の情報処理装置では、表示するデータの数が所定の数以下であるか否かを判断する判断手段と、前記判断手段によって、前記表示するデータの数が前記所定の数以下であると判断された場合、表示領域に第一の表示の形態で、前記複数のデータを表示する第1の表示手段と、前記判断手段によって、前記表示するデータの数が前記所定の数以下でないと判断された場合、前記表示領域に第二の表示の形態で、前記複数のデータを表示する第2の表示手段とを備えたことを特徴とする。

本発明の情報処理装置のデータ表示方法では、表示するデータの数が所定の数以下であるか否かを判断する判断工程と、前記判断工程で、前記表示するデータの数が前記所定の数以下であると判断された場合、表示領域に第一の表示の形態で、前記複数のデータを表示する第1の表示工程と、前記判断工程で、前記表示するデータの数が前記所定の数以下であると判断された場合、前記表示領域に第二の表示の形態で、前記複数のデータを表示する第2の表示工程とを備えたことを特徴とする。

本発明の記憶媒体では、上記各工程をコンピュータにより実現するためのプログラムを格納したことを特徴とする。